

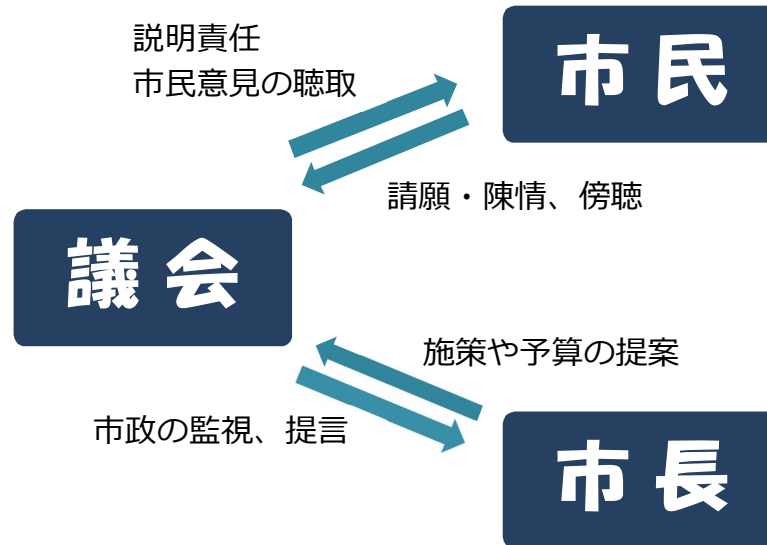
三浦市議会基本条例を制定します

地方分権の時代を迎えた今、地方自治体が自立して、市民の福祉の向上、地域の活性化を図るために、市民の皆さんから選ばれた議員（議会）の役割はとても重要になっています。

市民の皆さんから意見を聞き、一緒に考える議会、市民の皆さんが理解し、参加できる議会を目指して、三浦市議会の最も尊重すべき基準として「議会基本条例」を平成26年3月に制定します。

議員（議会）の活動

- 公平性、透明性、信頼性を重視した議会活動を行います
- 委員会で議員間の討議を行います
- 政策討論会の開催を目指します
- 他の議会との交流、連携をはかります
- 研修を行い、議員の資質向上に努めます



市民と議会の関係

- 会議など議会活動を積極的に公開します
- 「議会報告会」を開催します
- 請願・陳情者から意見を聞く機会を設けます（実施済み）
- 議会に関する情報提供の充実に努めます

市長と議会の関係

- 本会議での質問に一問一答方式を導入します
- 市長に反問権を付与します
- 議会の議決事件を拡大します

「市民に開かれた、市民のための議会」を目指して